

# 鹿 児 島 県 公 報

令 和 7 年 3 月 7 日 ( 金 ) 第 597 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示	
○保安林の指定予定の通知	(森づくり推進課取扱い) 1
○道路の区域の変更 (3件)	(道路維持課取扱い) 1
○道路の供用の開始 (3件)	(道路維持課取扱い) 2
公 告	
○警察官採用試験公告	(警務課取扱い) 3
公 安 委 員 会 公 告	
○令和7年度技能検定員審査等公告	(免許試験課取扱い) 5

## 告 示

### 鹿児島県告示第151号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於市大隅町月野字有村2177番2, 2192番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	後田富山線	肝属郡肝付町後田字岩崎牧 2581番地先から同町宮下字 竹作683番2地先まで	前	5.1~16.5	1,713.9
			後	9.1~55.0	1,708.3

## 鹿児島県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	鹿屋市輝北町平房字福田 1454番1地先から同市輝北 町平房字屋地1493番1地先 まで	前	6.7~15.5	117.7
			後	10.2~22.4	117.7

## 鹿児島県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	鹿屋市輝北町平房字福田1454番1地先から同市輝北町平房字屋地1493番1地先まで	令和7年 3月7日

## 鹿児島県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋高山申良線	鹿屋市吾平町上名字岩下 2371番1地先から2370番1 地先まで	前	24.7~42.6	26.0
			後	27.6~43.9	26.0

## 鹿児島県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町上名字岩下2371番1地先から2370番1地先まで	令和7年3月7日

## 鹿児島県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	西之表市西之表字猪ノ有路3919番6地先から同市西之表字石堂3667番15地先まで	令和7年3月7日

## 公 告

## 警察官採用試験公告

令和7年度警察官採用試験を警視庁（東京都）と共同して次のとおり実施する。

令和7年3月7日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

## 1 試験区分及び職務内容

都 県 名	試 験 区 分	職 務 内 容
鹿児島県	警察官A（男性，女性，武道，サイバー），警察官B（男性，女性，武道，サイバー）	個人の生命，身体及び財産の保護，犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警 視 庁	警察官A（男性），警察官B（男性）	

## 2 受験資格

## (1) 年齢

都 県 名	警 察 官 A	警 察 官 B
鹿児島県	平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者	平成元年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
警 視 庁	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

## (2) 学歴・資格

学 歴 等	警 察 官 A	警 察 官 B
	・ 学校教育法による大学（4年制大学以上のもの）を卒業した者又は令和8年3月末までに卒業見込	左記に掲げる者以外の者（注）

学 歴	みの者 ・ 人事委員会等が上記に該当する者 と同等の資格があると認める者 (注)	
試験区分 (武道) における 資 格	柔道の段位が 3 段以上又は剣道の段 位が 3 段以上を有する男性	柔道の段位が 2 段以上 (学校教育法 による高等学校を令和 8 年 3 月末ま でに卒業見込みの者は初段以上) 又 は剣道の段位が 2 段以上を有する男 性
そ の 他	次のいずれかに該当する者は受験できない。 ・ 日本の国籍を有しない者 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け ることがなくなるまでの者 ・ 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は これに加入した者 ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心身耗弱を原因とするもの以外)	

(注) 鹿児島県は、いわゆる飛び級等の特例がある。  
都県によって異なる場合がある。

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警 察 官 A	警 察 官 B
第 1 次 試 験	試 験 日	・ 教養試験 令和 7 年 5 月 11 日 (日) ・ 実技試験 (武道区分のみ) 令和 7 年 5 月 12 日 (月)	・ 教養試験 令和 7 年 9 月 21 日 (日) ・ 実技試験 (武道区分のみ) 令和 7 年 9 月 22 日 (月)
	試 験 地	鹿児島市, 出水市	鹿児島市, 出水市, 霧島市, 鹿屋 市, 西之表市, 奄美市
	試 験 種 目	専門試験 (サイバー区分のみ), 教養試験, 論文試験, 適性検査, 身体検査, 実技試験 (武道区分の み) (注)	専門試験 (サイバー区分のみ), 教養試験, 作文試験, 適性検査, 身体検査, 実技試験 (武道区分の み) (注)
	合格発表	令和 7 年 5 月 26 日 (月)	令和 7 年 10 月 8 日 (水)
第 2 次 試 験	試 験 日	令和 7 年 7 月 7 日 (月) から同月 11 日 (金) まで	令和 7 年 11 月 10 日 (月) から同月 14 日 (金) まで
	試 験 地	鹿児島市	
	試 験 種 目	体力検査, 面接試験, 身体検査	
	合格発表	令和 7 年 8 月 1 日 (金)	令和 7 年 12 月 10 日 (水)

○ 鹿児島県分については、前記のとおり。警視庁については教養試験、論・作文試験の実  
施日等は前記のとおりであるが、それ以外については、別途警視庁が定める。

(注) 警視庁を第 1 志望とする者は、第 1 次試験は、教養試験、論・作文試験のみを行  
う。

論・作文試験は、第 1 次試験日に実施するが、採点は第 2 次試験で行う。

4 受験申込手続等

インターネットによる受験申込み

	警 察 官 A	警 察 官 B
申		

込 受 付 期 間	令和 7 年 3 月 10 日 (月) 午前 8 時 30 分 から 4 月 9 日 (水) 午後 5 時 15 分ま でに鹿児島県電子申請共同運営シス テムのサーバーに到達したものとする。	令和 7 年 7 月 16 日 (水) 午前 8 時 30 分 から 8 月 15 日 (金) 午後 5 時 15 分ま でに鹿児島県電子申請共同運営シス テムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島 e 申請 ( <a href="https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect">https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect</a> ) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

## 5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都県によって異なるが、鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間である。

## 6 給与

給与は各都県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」(昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号)に基づき支給される。令和 7 年 2 月 1 日時点における初任給は、下表のとおりである(職務経験等がある場合は、加算される場合がある。)

また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官 A	250,100 円 (大学卒)
警察官 B	217,500 円 (高等学校卒業程度)

## 7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問 合 せ 先	
鹿児島県 警察本部 警務課	〒 890-8566 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 警察庁舎 3 階 電話 (代表) 099-206-0110 (内線 2636~2639) (直通) 099-206-2220

## 公安委員会公告

## 令和 7 年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号)第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、令和 7 年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

令和 7 年 3 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

## 1 審査の種類、項目、回数、期日及び申請期間

種 類	項 目	回数別	審 査 期 日	申 請 期 間
教習指導員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	教習に関する 技能又は 知識	第 1 回	5 月 12 日 (月) から 同月 13 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	4 月 7 日 (月) から 同月 18 日 (金) まで の間
		第 2 回	7 月 7 日 (月) から 同月 8 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	6 月 2 日 (月) から 同月 13 日 (金) まで の間
		第 3 回	10 月 14 日 (火) から 同月 15 日 (水) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	9 月 8 日 (月) から 同月 19 日 (金) まで の間

技能検定員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	技能検定に 関する技能 又は知識	第 1 回	5 月 19 日 (月) から 同月 20 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	4 月 14 日 (月) から 同月 25 日 (金) まで の間
		第 2 回	7 月 14 日 (月) から 同月 15 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	6 月 9 日 (月) から 同月 20 日 (金) まで の間
		第 3 回	10 月 20 日 (月) から 同月 21 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	9 月 16 日 (火) から 同月 26 日 (金) まで の間
教習指導員審査及 び技能検定員審査 (大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免 許, 大型自動二輪 車免許, 普通自動 二輪車免許及び牽 引免許)	1 教習指 導員につい ては, 教習 に関する技 能又は知識 2 技能検 定員につい ては, 技能 検定に関す る技能又は 知識	第 1 回	6 月 2 日 (月) から 同月 4 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	4 月 28 日 (月) から 5 月 9 日 (金) まで の間
		第 2 回	9 月 8 日 (月) から 同月 10 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	8 月 4 日 (月) から 同月 15 日 (金) まで の間
		第 3 回	11 月 10 日 (月) から 同月 12 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	10 月 6 日 (月) から 同月 17 日 (金) まで の間

## 2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課 (始良市東餅田 3934 番地)

## 3 審査の申請手続

## (1) 受審資格要件

## ア 教習指導員審査

## (ア) 普通自動車免許

普通自動車に係る運転免許を有する者

## (イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

## (ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能若しくは知識に関する講習を修了しているもの

## イ 技能検定員審査

## (ア) 普通自動車免許

普通自動車に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

## (イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

## (ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で、かつ、過去 1 年以内に、国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ 受審の注意事項

受審者は、教習指導員審査を 1 種、技能検定員審査を 1 種の合計 2 種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

オ 普通自動車免許、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者にあつては、その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者にあつては、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能若しくは知識に関する講習の修了証明書の原本

キ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田 3934 番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは 6 に示す問合せ先に問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

4 受付期間

申請期間内の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送の場合は、各申請期間最終日の消印のあるものまで受け付ける。ただし、直接持参の場合は、鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条に規定する県の休日を除く日とする。

5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、140 円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田 3934 番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295